

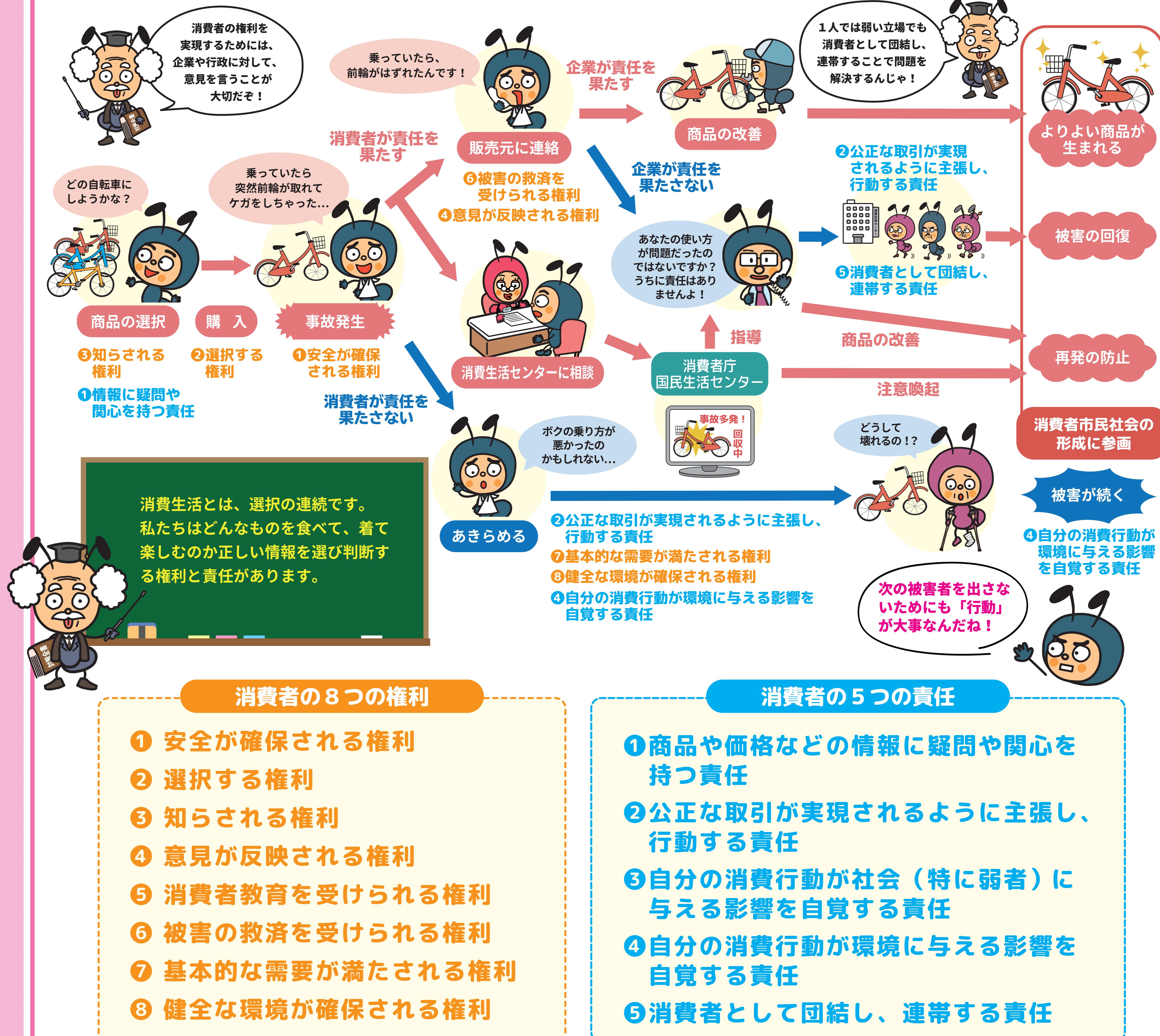
中学生も消費者です！

お金を払って商品やサービスを購入して使用する人のことを「消費者」と言います。レストランでご飯を食べる、コンビニで飲み物を買う、ノートやペンを買う、バスや電車に乗る・・・これらも全て「消費」であり、中学生も一人ひとりが「消費者」です。



消費者としての「権利」と「責任」について学ぼう！

消費者が権利を実現し、責任を果たすとは？



※消費者の権利は、国の消費者政策の基本方針を定める「消費者基本法」に定められています。
消費者の責任は、国際的な消費者運動の機関である国際消費者機構が提唱したものです。



私たちの消費行動が社会を変える！

「安くてお得な商品を買う」=「かしこい消費者」ではありません。大切なのは、品質を調べたり、表示を見たり、環境に優しい商品かどうかを調べて、よりよい商品を選択していくことです。消費者がより良い商品を選択すれば、より良い商品をつくる事業者が増えていきます。私たち一人ひとりの消費行動が、安全で安心な社会、公正な社会をつくることを自覚しましょう！

こんなのがアリ!?と思つたら…

あきらめないで、まず相談！

消費者ホットライン

お近くの相談窓口（市町村または県消費生活センター）につながります。

局番なし
い や や
1 8 8



宮崎県消費生活センター

ホームページ

検索